

# プロジェクト紹介

# 東日本大震災からの大槌町の復興

~まちの再興に向けた都市計画~



# はじめに

平成23年3月11日、千年に一度と 言われる大津波を伴う大地震に襲 われた大槌町は、岩手県内でも特 に大きな被害を受けた自治体であ る。津波浸水高22.2mという未曾有 の大津波と直後の火災により、人口 の一割もの尊い命1が奪われた。市 街地を形成していた用途地域指定 エリアの大部分が家屋流出等の浸 水被害2を受け、これまでに築き上 げてきたかけがえのない街並みや 産業経済基盤の全てが壊滅的な状 況となった。

多くの職員の命が奪われた中、一 刻も早い復興を目指し、全国の自治 体からの派遣職員は、平成27年12 月時点で延べ587名にものぼった。 また、UR都市機構等の支援を受け て、町・県・国が一丸となった復興事 業が現在も推進されている。

大槌町のまちづくりについては、 基本的な方針を記した『大槌町東 日本大震災津波復興計画(基本計 画)(平成23年12月)』の改正版を 平成26年8月に策定し、これに基 づいて都市計画を全面的に見直し た。本稿では、大槌町から受託した 大槌町のまちの再興に向けた都市 計画の見直しについて紹介する。

# 都市計画の見直し内容

大槌町の都市計画の検討は『大 槌町都市計画マスタープラン (平成 26年8月)』による土地利用等の方 針と、これに基づく都市計画の具体 的内容を町内調整及び国・県との 協議により進めた。都市計画の見直 しに関する受託業務の範囲の概要 を図2に示す。

#### ■都市計画マスタープランの策定

都市計画マスタープランは、都市 計画法第18条の2に位置づけられ た『市町村の都市計画に関する基 本的な方針(平成26年8月)』であ り、この内容を指針として具体の都 市計画を定めるものである。具体的 な役割は以下の二点である。

- ① 東日本大震災津波によって甚 大な被害を受けた大槌町にお いては、一日も早く復興を成し遂 げるため都市計画分野で実施 すべき内容を明らかにすること
- ②復興事業が一段落した後を見 据えて、住民や事業者と協働 でまちづくりを進める際の羅 針盤となること

まちづくりの目標は『大槌町東日 本大震災復興計画 (基本計画)』と 同じとし、用途地域(土地利用)、 道路等の施設や市街地の整備のあ



写真1 蓬莱島(ひょっこりひょうたん島)

り方を示すとともに、地域毎のまち づくりの方針を明らかに示した。

#### ● まちづくりの目標

# 海の見えるつい散歩したくなる こだわりのある『美しいまち』

- ① 安全で安心して暮らせるまち
- ②地域で町民が寄り添い支えあ うコンパクトなまち
- ③ 多様な交流と連携で産業が興 る活力あるまち
- ④ 豊かな自然環境や景観形成に 配慮した美しいまち
- ⑤ 地域に対する誇りや愛着を大 切にするまち

## 都市計画区域の変更

町内赤浜地区では、高台移転住 宅地として都市計画区域外も含め、 赤浜地区防災集団移転促進事業が 実施されることとなった。そのため、 東側の一部の都市計画区域を拡大 することとした。

都市計画区域拡大は国との協議 が必要となる案件であり、自然公園 の区域、農業振興地域等との土地 利用調整、人口、土地利用、交通施 設、文化財等、法で定められた図書 (法定図書)を作成し協議を行った。

県では、別途『大槌都市計画 都 市計画区域の整備・開発及び保全 の方針(大槌都市計画区域マスタ ープラン)』を策定しており、相互調 整を図りつつ検討を進め、平成27 年8月に変更した。

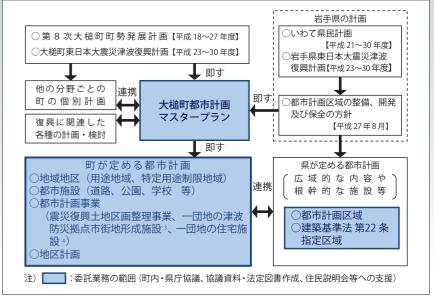
## ■用途地域の変更

用途地域の指定基準が無かった ことから、『大槌町用途地域等の指 定方針及び基準』を平成26年12月 に策定し、用途地域の設定を行っ た。用途地域等の見直しの視点は 以下のとおりである。

① 東日本大震災による影響:被 災エリア(災害危険区域と非

災害危険区域(浸水あり))、 非被災エリア

② 現行用途地域の問題点・課題



#### 図2 受託業務の範囲

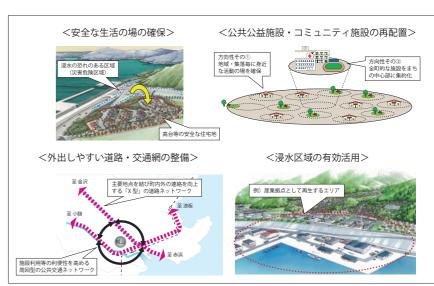


図3 将来都市構造を決定する主要な取り組み

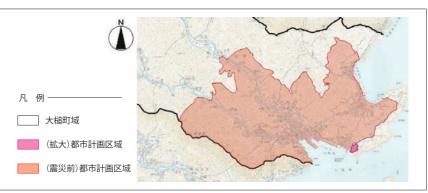


図4 都市計画区域の拡大

034 Civil Engineering Consultant VOL271 April 2016 Civil Engineering Consultant VOL.271 April 2016 035

<sup>1</sup> 人的被害:死亡届受理数1,232人、行方不明者2 人、震災関連死51人(平成27年10月時点)。

<sup>2</sup> 家屋被害:全壊·半壊4.090棟、一部半壊156棟 で、被災棟数合計4.246棟(平成27年10月時点)。

<sup>3</sup> 一団地の津波防災拠点市街地形成施設:津波復興 **拠占事業の都市計画での名称** 

<sup>4</sup> 一団地の住宅施設:防災集団移転促進事業の都市 計画での名称

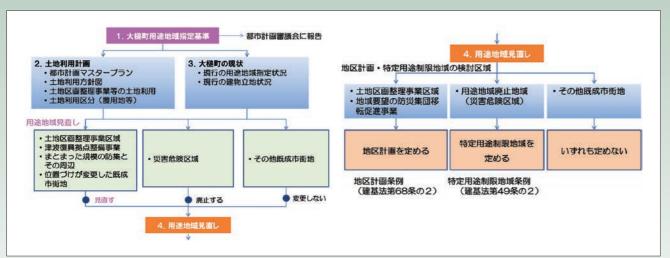


図5 用途地域等の見直し案作成の方針

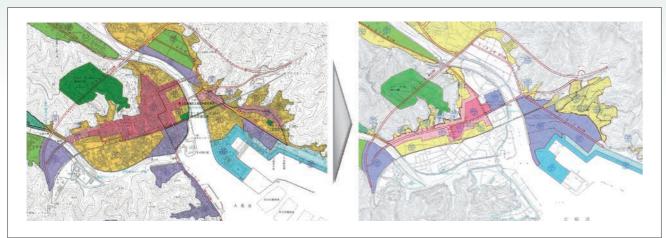


図6 用途地域の変更(町方地区周辺)(左:震災前、右:現行)

の確認:現行の土地利用との 不整合箇所の確認、不適格建 築物の把握、地域の課題と要 望の整理

- ③ 上位計画との調整:東日本大 震災復興計画、都市計画マス タープランの整合
- ④ 震災復興事業の位置づけ・範 囲の確認: 津波復興拠点事 業、震災復興土地区画整理事 業、防災集団移転促進事業、 漁業集落防災機能強化事業
- ⑤ 用途地域見直し検討:土地利 用現況、将来土地利用、復興 事業における土地利用計画
- ⑥用途地域変更(案)の作成: 新たな用途地域の範囲・規模、 新たな用途地域の種別

用途地域を変更する にあたっての地域住民 への説明会では、変更後 のイメージが伝わるよう 建築物のパース等を使 い、住民にわかりやすい 資料となるパンフレット を作成した。

平成27年8月、準工 業地域や商業地域等が 集約されたことで用途地

域面積は、震災前の393.6haから約 20ha減の372.3haとなり、都市のコン パクト化を図る用途地域となった。

# 特定用途制限地域の決定

東日本大震災により、災害危険区 域(建築基準法第39条)に指定さ



図7 用途地域パンフレット

れた地域では「住宅の用に供する建 築物の建築の禁止」があり、住宅以 外の建築物等の用途に関する規制 が存在しない。そのため、当該地域 の今後の土地利用に支障をきたす 用途の建築物 (遊戯施設、風俗施 設、大規模な店舗、レジャー施設、



図8 地区計画の位置

災害弱者が利用する施設等)の立 地が進行する可能性があった。平 成27年8月、都市計画マスタープラ ンの土地利用方針を踏まえ、良好な 環境や景観を阻害するおそれのあ る建築物等の規制・誘導を図る特 定用途制限地域(約101ha)を導入 し、決定した。

### ■地区計画の決定

復興にかかる事業区域について は、将来のまちの目標、良好な都市 環境や魅力的な街並みを形成すると ともに、安全で快適な市街地の形成 を目指し、地区計画(建築物の用途・ 高さ・意匠、垣さく高さ、地盤面の高 さ等)を平成27年8月に決定した。

今回、地区計画を決定した地区 は、震災復興土地区画整理事業区 域で住宅地を形成する4地区(町方 地区·安渡地区·赤浜地区·吉里吉 里地区)及び、企業への誘致先とし て主に水産加工場や食品加工場な どの工場を建てる産業集積地2地 区(町方津波復興拠点地区・安渡 津波復興拠点地区)の計6地区約 74haである。

住民説明会の際、「自分が建てる 家にはどのような規制があるのかし 等の質問が多数寄せられたため、

用途地域のパンフレットとは別に、 用涂地域 (第一種低層住居専用地 域·商業地域·準工業地域·第一種 住居地域) に地区計画の制限がか かる内容をイメージ図で表現したパ ンフレットを作成した。また、地区 計画が定められた区域内では、都 市計画法第58条の2(建築等の届 出等)により建築する場合、市町村 長の許可が必要となる。地域住民 の住宅再建や企業の建築の際、地 区計画の申請をわかりやすく伝える 『地区計画の手引き』も作成した。

# ■屋根不燃化区域の変更

大槌町においては、市街地の火 災の危険を防ぐため指定される防 火地域や準防火地域は指定されて おらず、建築基準法第22条区域に 基づく屋根不燃化 (建築物の屋根 を不燃材料で作らなければならな いとする規定) 区域指定がなされて いた。平成27年6月、今回の用途地 域の変更等に伴う土地利用の適正 化を図るため、その指定区域が約 30ha 縮小された。

## おわりに

今回、被災地大槌町の都市計画 業務を受け、都市計画マスタープラ

ンの策定に始まり、住民に分かりや すいパンフレット作りと住民説明会 を通じて、都市計画の見直しを行っ た。用途地域約20ha減により復興 計画に掲げる都市のコンパクト化、 さらに、特定用途制限地域及び地 区計画の導入により良好な都市環 境や街並みへの誘導ができたもの と考えられる。

まちづくりの

東日本大震災が起こった平成23 年3月11日から5年。多くの人の力が 集結され、事業を推進しているもの の、今なお、大槌町のまちづくりは 道半ばである。まちを復興していく ためには、被災現状等調査と問題 点・課題の整理、上位・関連計画と の調整、住民合意形成を図った復 興事業の検討、土地の取得等の調 整と設計の後、現場で実現(施工) していくという、時間軸を合せた重 層的な取り組みが進む中で、都市計 画(土地利用·都市施設·市街地開 発)を定めていくことが必要となる。 住民が待ち望む「まちの復興」は、 なんと緻密な作業の連続であるこ とか、改めて知る思いである。

この時代に生を受け、復興に携 わることができることの有り難さを 胸に、今後も誠意を込めて取り組ん でいきたい。

<資料提供>

036 Civil Engineering Consultant VOL271 April 2016 Civil Engineering Consultant VOL.271 April 2016 037